

重要事項説明書

令和6年4月1日改定

事業所名	介護老人保健施設 レイクサイド木場		
事業の種類	訪問リハビリテーション	介護保険事業所番号:1750380345	
	介護予防訪問リハビリテーション		
事業所の所在地	石川県小松市三谷町そ80番地		
事業所連絡先	0761-23-1800	管理者	施設長 富田 寛
運営方針	<p>1 当事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)計画(以下「訪問リハビリテーション計画」という。)に基づいて、要介護者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅において理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより、心身の機能の維持回復を図る。</p> <p>2 当事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って施設サービスを提供するよう努める。緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。また、身体拘束の適正化を図る指針を定め、担当者及び委員会の設置や従業者への研修の実施などの必要な措置を講じる。</p> <p>3 当施設は、利用者の人権擁護、虐待等の防止の指針を定め、担当者及び委員会の設置、従業者への研修の実施など必要な措置を講じます。また、サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。</p> <p>4 当施設では、感染症予防及びまん延防止のための指針を定め、担当者及び委員会の設置や従業者への研修や訓練の実施など必要な措置を講じる。</p> <p>5 当施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針を明確にし、従業者の就業環境を害されるもしくはそのおそれのある事案に関して、必要な措置を講じる。</p> <p>6 当施設は、業務効率化、介護サービスの質の向上、その他生産性向上に資する取り組みを促進し、委員会の設置やその他必要な措置を講じる。</p> <p>7 感染症や災害などが発生した場合にあってもサービスの提供を継続的に実施する又は早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定、見直しを行うと共に従業者への研修や訓練、その他必要な措置を講じる。</p> <p>8 事業の実施にあたっては、地域の中核施設となるべく、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。</p> <p>9 サービス提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導または説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。</p> <p>10 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づき厚生労働省のガイドラインにかかり、当事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。</p> <p>11 市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者、地域との密接な連携に努める。</p> <p>12 運営規程の概要、従業者の勤務体制、利用料その他重要事項の掲示を行う。</p>		
サービス内容	<p>訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)計画の立案</p> <p>在宅でのリハビリテーションの実施、評価。住環境の評価。</p> <p>口腔衛生状態の評価、助言など。</p> <p>リハビリ相談援助</p>		
営業日	月曜日から金曜日までとする。休日は、日曜日、祝祭日、8/14～8/16、12/29～1/3とする。		
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで		
通常の事業の実施地域	小松市、能美市		
従業者の職種・員数	医師 1名、作業療法士・理学療法士・言語聴覚士 1名以上		
緊急時の対応法	サービス提供中に利用者の容態の変化等があった場合は速やかに主治医、協力病院、家族、居宅介護支援事業者、市町村に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。		
苦情相談窓口	担当：機能訓練部		
	連絡先：TEL0761-23-1800 FAX0761-23-7280		
要介護・要支援利用料の額(サービス費用の1割、2割又は3割)	介護報酬の告示上の額とします。料金表参照。		
その他の費用	料金表参照。		
事故発生の防止及び事故発生時の対応	<p>1 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、あらかじめ定めた対応方法により、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。</p> <p>2 事故の状況及び事故に際して行った処置について記録する。</p> <p>3 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。</p> <p>4 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。</p> <p>5 事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる。</p> <p>6 従業者への事故防止のための研修や訓練の実施等の必要な措置を講じる。</p>		